

経済建設常任委員会

日時：令和 6 年 6 月 20 日（木）

経済建設分科会終了後

場所：第 1 委員会室

1 付託議案の審査

- 議案第40号 島田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第41号 島田市下水道条例の一部を改正する条例について
- 議案第43号 市道路線の認定について

2 所管課からの報告事項

○産業経済部

農業振興課

- ・地域計画の策定状況と今後の進め方について…………… 資料 1

○観光文化部

観光課

- ・市内温泉 3 施設「入浴施設利用料の改定」について…………… 資料 2
- ・第16回しまだ大井川マラソンinリバティのエントリー状況について
- ・水辺で乾杯2024「蓬莱橋de乾杯！」の開催について…………… 資料 3

3 その他

付託議案審査項目（経済建設常任委員会）

令和6年6月20日

【議案書頁/説明書・参考頁】

- 議案第40号 島田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について ----- 56/62・63
- 議案第41号 島田市下水道条例の一部を改正する条例について ----- 57/64~67
- 議案第43号 市道路線の認定について ----- 59/70



①



②



③



④



地域計画の策定状況と今後の進め方について

1. 策定の目的

農業者の高齢化や担い手不足などにより、荒廃農地が拡大し、地域農業が衰退していく中、将来にわたって農地が効率的かつ総合的に利用されるよう、人・農地プランを法定化し、目指すべき将来の農地利用の姿を明確にした地域計画を定め、農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地の集積・集約化を進めていく。

2. 今までの取組

令和4年度に、市内を7地域に区分け、地域ごとに将来の農業の在り方について、農業者や関係機関と協議して結果を公表した（市HPに掲載）。

令和5年度は、今後の農業経営及び農地利用の意向を調査するため、市内の農地所有者へアンケート調査を実施し、現況地図（自作・貸付・休耕・荒廃等）、10年後の筆別耕作意向を示した地図を作成した。

また、モデル地区として「六合・金谷・五和地域」において、上記地図をもとに、農業委員会において、目標地図（だれがどの農地を耕作するかを示した地図）の素案を作成した。

3. アンケートの回収状況

(R6.4/1 現在)

地域名	対象件数	農地筆数	回答件数	回答率	備考
旧島田・大津	344	6,545	277	80.5%	
島田北部	391	9,363	291	74.4%	
六 合	203	3,041	170	83.7%	R4 実施済み
初 倉	521	8,115	461	88.5%	
金 谷	327	6,297	266	81.3%	
五 和	498	8,596	413	82.9%	
川 根	360	5,974	297	82.5%	
計	2,644	44,890	2,176	82.3%	

対象者：所有面積40a（初倉50a）以上の市内在住者

4. 今後の進め方（令和6年度以降）

- ・農業委員会において、全地区で目標地図の素案を作成（R6.4～7月頃）
- ・地区別話し合いを開催（8～12月頃）
内容：貸借のマッチング、目標地図の素案を含めた地域計画案の検討、
参集：認定農業者、認定新規就農者、規模拡大意向農業者、農政協力委員
農業委員・推進委員、農政関係機関等を予定
- ・地区別地域計画案のまとめ、関係機関への意見聴取（R7.1～2月頃）
- ・公告（3月）⇒策定完了（HP等で広報）

※翌年度以降、随時見直しを行う。

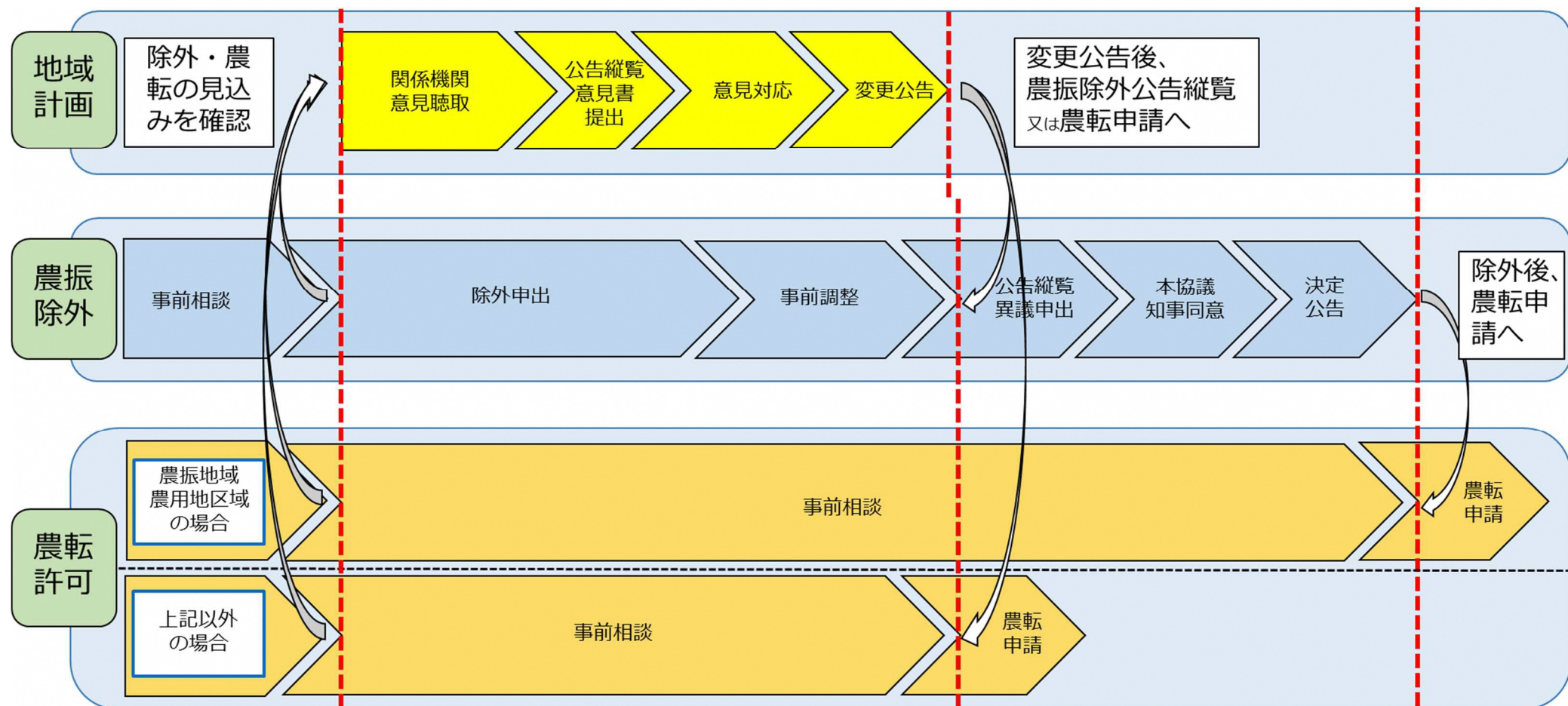
地域計画と農振除外・農地転用許可の手続きについて

(農振法第13条第2項第2号及び農地法施行規則第47条の3第2号関係)

○令和5年4月から農業経営基盤強化促進法による地域計画内の農地については、農振地域農用地区域からの除外や農地転用許可には、あらかじめ市町村による地域計画の変更（除外）手続きが必要となっています。

○この場合、地域計画の変更前に、農振法による農用地区域からの除外手続きや農地法による転用許可に係る事前相談などは開始できますが、農振除外の変更案の公告・縦覧や農地転用申請は、地域計画の変更告示後に行う必要があります。

※「所有する農地が地域計画区域内であるか」などの地域計画に関することは、各市町村地域計画担当課へお問い合わせ下さい。



関係法令

○農業経営基盤強化促進法

(地域農業経営基盤強化促進計画)

第十九条 同意市町村は、政令で定めるところにより、前条第一項の協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、当該協議の対象となつた農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画(以下「地域計画」という。)を定めるものとする。

2 ～ 8 (略)

○農業振興地域の整備に関する法律

(農業振興地域整備計画の変更)

第十三条 都道府県又は市町村は、農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により、前条第一項の規定による基礎調査の結果により又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、農業振興地域整備計画を変更しなければならない。市町村の定めた農業振興地域整備計画が第九条第一項の規定による農業振興地域整備計画の決定により変更を必要とするに至つたときも、同様とする。

2 前項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、することができる。

一 (略)

二 当該変更により、農用地区域内における農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十九条第一項に規定する地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

三 ～ 六 (略)

3 ～ 4 (略)

○農地法

(農地の転用の制限)

第四条 農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事(農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村(以下「指定市町村」という。))の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 ～ 八 (略)

2 ～ 5 (略)

6 第一項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、第一号及び第二号に掲げる場合において、土地収用法第二十六条第一項の規定による告示(他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。次条第二項において同じ。))に係る事業の用に供するため農地を農地以外のものにしようとするとき、第一号イに掲げる農地を農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項に規定する農用地利用計画(以下単に「農用地利用計画」という。))において指定された用途に供するため農地以外のものにしようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。

一 ～ 四 (略)

五 申請に係る農地を農地以外のものにすることにより、地域における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合として政令で定める場合

六 (略)

7 ～ 11 (略)

○農地法施行令

(地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合)

第八条の二 法第四条第六項第五号の政令で定める場合は、申請に係る農地を農地以外のものにすることにより、地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画(効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積を図るための措置その他の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図るための措置が講じられているものとして農林水産省令で定めるものに限る。)の円滑かつ確実な実施に支障を生ずるおそれがあると認められる場合として農林水産省令で定める場合とする。

○農地法施行規則

四十七条の三 令第八条の二の農林水産省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 (略)

二 地域計画に係る農地を農地以外のものにすることにより、当該地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

三 (略)

市内温泉 3 施設「入浴施設利用料改定」について

1 市内温泉 3 施設「入浴施設利用料改定」について

人件費やエネルギー価格及び物価高騰などに伴い、令和 6 年 7 月 1 日（月）から市内温泉 3 施設「川根温泉ふれあいの泉」「川根温泉ホテル」「田代の郷温泉 伊太和里の湯」の入浴施設利用料が改定となります。

あわせて、それぞれの温泉を楽しむことが出来る 3 施設共通回数券が 6 月 23 日（日）に販売開始されます。

改定前

区分	大人	小人（小学生）	高齢者等
当日券	520円	310円	520円
回数券（11回分）	5,160円	3,140円	4,640円

- ✓ 大人とは、中学生以上の者で、高齢者等を除いた者をいう。
- ✓ 高齢者等とは、満 70 歳以上の市民及び老人クラブの会員である市民をいう。
- ✓ 乳幼児の利用料は、徴収しない。

改定後

区分	大人		小人（小学生）		高齢者等	
	市内	市外	市内	市外	市内	市外
当日券	590円	820円	390円	620円	590円	820円
回数券（11回分）	5,900円	8,200円	3,900円	6,200円	5,300円	8,200円

- ✓ 高齢者等とは、満 70 歳以上の者及び老人クラブの会員である者をいう。

改定前後の差額

区分	大人		小人（小学生）		高齢者等	
	市内	市外	市内	市外	市内	市外
当日券	70円	300円	80円	310円	70円	300円
回数券（11回分）	740円	3,040円	760円	3,060円	660円	3,560円

MIZBERING
大井川

水辺で乾杯2024 in 蓬萊橋



蓬萊橋de乾杯!

7月7日(日) 午後7時7分

全国一斉同時乾杯

水辺で乾杯は、7月7日午後7時7分(川の日)、全国一斉に身近な水辺で同時に実施しています。

島田市では、蓬萊橋左岸側での、乾杯イベント「蓬萊橋de乾杯」を実施します。どなたでもお気軽にご参加ください。

当日は、蓬萊橋897.4茶屋の営業、キッチンカー等での出店7店舗、

- ・ビアホップおおいがわ ・いい匙かげん ・きまぐれいちご ・三日月キッチン
- ・木漏れ日の花屋Ohana ・Cat company ・獅子丸珈琲

の出店を予定しております。

蓬萊橋で楽しく飲みましょう!!!

水辺で乾杯 5つの作法

- 1 事前に水辺を感じられる、それっぽい場所を選んでおきましょう。
- 2 お気に入りの一品を持って水辺に集まる不思議な感を味わいましょう。
- 3 青いものを身につけるなどの粋な趣向がそれなりの一体感を作ります。
- 4 長居はせず滞在は30分程度として、原状回復し速やかに退去しましょう。
- 5 そのまま帰るのは淋しいので、場所を変えて飲むのもいいでしょう。

場 所：蓬萊橋897.4茶屋周辺

時 間：午後7時から7時30分(小雨決行)

※乾杯は午後7時7分

持ち物：ご自身のお好きなお飲み物を
お持ちください。

ドレスコード：何か青いものを身に着けて。

主 催：島田市大井川ミズベリング協議会(お問い合わせ先：島田市観光課 ☎0547-36-7394)

課題調査票（経済建設常任委員会）

A分類：政策課題候補として分類

	課題・テーマ	意見・問題（現状）分析	当局の窓口	所管の委員会
	※該当なし			

B分類：情報提供素材として分類（情報提供分類：当局へ情報提供）

	課題・テーマ	意見・問題（現状）分析	当局の窓口	所管の委員会
	※該当なし			

C分類：情報提供素材として分類（情報提供分類：委員へ情報提供）

	課題・テーマ	意見・問題（現状）分析	当局の窓口	所管の委員会
1	【六合会場】 農地の活用について	高校生の働く場所としての農地活用を。農地山林茶畑の耕作放棄地が懸念される。農業企業の誘致を進めるべき。茶畑の有効活用による茶業の振興を。同時に農地転用をやりやすくし、他業種への転換を促進する。	産業経済部	経済建設
2	【六合会場】 インフラ整備について	①子どもの遊び場、公園等の整備を。散歩コースや広い公園がほしい。 ②六合中学校の建替え整備を。 ③六合駅周辺のまちづくり整備（店の誘致、憩いの場所ゾーン等）を。 ④東光寺下りのインターを要望する。 ⑤文化的継承（大津谷川の桜風景、東光寺猿舞、東町増田五郎右衛門）を。	産業経済部 観光文化部 都市基盤部 教育委員会	経済建設 厚生教育
3	【六合会場】 若者の就職の問題及び定住について	若い人の就職先が少ないため、若い人が島田市内から出ていく。留める方策と戻ってもらう方策を検討し、総合計画に盛り込んでほしい。若い人が地元で就職したら、税で優遇する体制をつくってほしい。地元での生活が経済的に有利であることを実感できる街づくりをしてほしい。企業誘致で若い世代が魅力を感じる街にしてほしい。 【補足】 総合計画策定の中に反映し、将来にわたって若者が定住できる施策の展開が必要である。	全庁 ※全庁的な連携が必要	総務生活 厚生教育 経済建設
4	【六合会場】 高齢者等への交通施策について	高齢化の進行に伴い、高齢者の多くが車の免許を返上することとなる。その際の交通問題（交通手段の確保、地域の道路整備、東海道本線の踏切による交通障害等）が大きな課題だ。交通弱者にやさしい行政を。免許返納後シニアカー等の費用助成を。六合地区を分断する踏切を無くす（立体交差化）。歩道、自転車、自動車の分離を。高齢者の交通手段を早急に考えてほしい。御請道悦線の早期開通を。初倉よりの自転車道整備を。	地域生活部 都市基盤部	総務生活 経済建設
5	【六合会場】 下水道整備について	六合地区は島田市内の中で、下水道整備が遅れている。六合地区に下水処理施設を新設し、下水道の普及を。	都市基盤部	経済建設
6	【六合会場】 都市計画の検討について	東町を居住誘導区域に設定してほしい。総合スポーツセンター（ローズアリーナの六合版）等、六合駅周辺の開発整備による地区の活性化策に加え、飲食店、スーパーマーケット、大型商業施設等の誘致のため、商業地区の整備が必要である。都市計画の再検討が必要ではないか。 このほか、次のような意見が出た。 ・岸地区のスーパー誘致を。 ・商店街と呼べる街並みがない。 ・買い物に不便な街である。 ・移動販売車（ウエルシアが販売）等の活用を。 ・民間企業を誘致して住民の利便性を向上させる方策が必要である。	地域生活部 産業経済部 都市基盤部	総務生活 経済建設
7	【初倉会場】 デジタル商品券について	LINEクーポンは評判が良かった。なぜ今回はデジタル商品券になったのか。PayPayクーポンは藤枝では評判がいいと聞く。島田市でもできないか。	産業経済部	経済建設
8	【初倉会場】 空き家対策の施策の進め方について	令和6年度に調査、7年度に検討、8年度から実施の計画ではあまりに遅すぎる。中河地区ではどんどん空き家が増えている。調査をしながらでも、執行すべき対象が明らかにあるならば、時を待たず、代執行を含め早急に調査と並行して処理にあたるべきではないか。	都市基盤部	経済建設
9	【金谷会場】 金谷地区生活交流拠点施設でのイベント、施設整備等について	・金谷産業祭の復活 ・ペットの出会いの場所とする。 ・有名人の講演会の開催 ・障害のある方と一緒に交流イベント ・eスポーツの定期的開催 ・映画の上映会 ・自主的な学童保育の場所 ・トレーニングルーム ・来訪者への給茶機を設置してほしい。	（主に） 地域生活部 行政経営部 支所 ※上記の窓口を主体とした全庁的な連携が必要	総務生活 厚生教育 経済建設

【続き】C分類：情報提供素材として分類（情報提供分類：委員へ情報提供）

	課題・テーマ	意見・問題（現状）分析	当局の窓口	所管の委員会
10	【金谷会場】 金谷地区生活交流拠点施設について	・施設運営の透明性を求める。 ・金谷地区の交通結節点としてほしい。 ・交通が不便であることで利用しにくい。	行政経営部 都市基盤部	総務生活 経済建設
11	【川根会場】 川根地域の活性化について	川根地域の活性化をテーマとして意見交換を行ったところ次の意見が出た。 ・過疎地域の指定から外れることとなるが、地域振興を条例等で担保して欲しい。 ・中山間地域の振興を総合計画に盛り込んでほしい。 ・川根支所内に防災担当部署を設置して欲しい。 ・福祉以外のことも包括的に支援して欲しい。 なお、議会として、令和5年6月に市に提出した「中山間地域の振興策や条例の制定等に関する提言書」に記載された提言内容の確認が必要である。	市長戦略部 危機管理部 地域生活部 産業経済部 観光文化部 都市基盤部 行政経営部	総務生活 経済建設
12	【川根会場】 観光施策について	藤枝市では、蓮華寺池公園がきれいに整備され市民の憩いの場となっている。川根に野守の池があるので、周辺整備を行って観光客が訪れるような賑わいのある場所として整備をして欲しい。住民としてやれることがあれば教えて欲しい。 以上について、「議会報告会では住民、自治会などからの要望書の提出が有効策である。観光戦略プラン改訂などの時期が大切。」との回答を行った。令和5年第2回議会報告会の初倉会場でも観光に関する意見が出ているので、経済建設常任委員会として、観光戦略プラン策定へ関わる際の確認事項としていただきたい。 【補足】 現在の島田市観光戦略プランは2026（令和8年）年3月までとなっており、同計画(P.38)において野守の池は川根地区の歴史/文化の施設として分類されているが、拠点となる資源としては位置付けされていない。	観光文化部 都市基盤部	経済建設

産業経済部長 様

都市基盤部長 様

提 言 書

令和6年 月 日

島田市議会 経済建設常任委員会

【農業施策に関する提言】

経済建設常任委員会では、近年、著しく厳しさを増す島田市の農業の状況を憂慮し、諸課題に関する調査研究を行ってきた。

農業を取り巻く課題としては、担い手不足、耕作放棄地の増加、農地集約の遅れ、他産地との価格競争などが挙げられるが、島田市においては、新しい農業構造を構築する取組みに早期に着手し、持続可能な農業を実現するための政策を進めていく必要がある。

課題の中でも、当市の農業における担い手不足は深刻である。高齢化や人口減少が進行し、農業における後継者不足が顕在化している中、市当局においては、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画（人・農地プラン）」を地区ごとに策定し、今後、対応を加速させていくが、ここに新規就農の促進を組み合わせることにより、より効果的な対策につなげていく必要性があると考ええる。

さらに、当市の基幹産業である茶業を取り巻く状況もまた深刻である。近年は茶葉の価格低迷と生産者の高齢化により茶農家が減少し、傾斜地の茶畑は耕作されずに荒廃する茶園が急増してきている。

手軽なペットボトル等のお茶が普及してきたことから、大手飲料メーカーとの契約栽培が進み、作業効率の良い茶園整備と大型の乗用機械の導入による茶業経営する茶農家もみられる。一方で、特色ある品種や製法によって高付加価値の茶葉を生産、独自に販路を開拓する茶農家もあり、契約栽培による経営安定と高付加価値の茶葉での販路確保の二極化の傾向にある。

また、海外でのお茶の需要の高まりから新たな販路を海外へ展開する動きもあるが、残留農薬の規制やドリフト問題など有機栽培への転換には課題もあり進展しない状況である。

消費や価格の低迷と共に茶業の衰退が懸念され、これまで以上に官民が連携し茶業の振興を図っていく必要があると考える。

これらの状況を踏まえ、以下のとおり提言する。

1 新規就農支援について

- (1) 現在、官民が連携し就農支援、農地の斡旋及び技術指導など、様々な支援を実施しているが、体制を強化することにより更なる支援充実に取り組むこと。
- (2) 新規就農支援の取組や情報について、市のホームページに掲載し、内外へ発信すること。
- (3) 新規就農支援の取組を移住・定住の取組と連携させること。

2 茶業振興について

- (1) 収益性と作業効率を高めるため、茶園の集約化等に向けた取組を計画的に進めること。
- (2) 市場ニーズに合わせた茶葉の栽培に転換していくためのサポート等を強化すること。また、有機栽培については、国のみどりの食料システム戦略のもと取組

を進めているところだが、生産者の負担が大きいことから、更なる総合的な支援を行うこと。

(3) 海外におけるお茶の需要の高まりを好機と捉え、販路の開拓に努めること。

【公共下水道事業に関する提言】

公共下水道事業は、住環境に配慮した公共水域の水質汚濁を防止するための公共事業であり、将来にわたって継続的に事業運営をしていくことが求められている。

島田市公共下水道は、昭和 63 年に下水道事業の認可を受け事業に着手し、平成 7 年 4 月から供用が開始されている。発足から 29 年が経過しているが、当初計画に対する事業進捗率が低いため、安定的な経営基盤の確保という点で課題を残したまま施設の老朽化が進んでいる。また、現在の事業認可区域は、都市計画決定区域 815 ヘクタールに対して 286 ヘクタール、公共下水道が利用できる区域の人口は 14,196 人（令和 6 年 4 月 1 日現在）で、下水道普及率は約 12.3%となっており、全国及び本県の平均を大きく下回る状況である。併せて、経費回収率、汚水処理原価も全国及び類似団体と比べ、非常に厳しい数値となっている。

一方、国は平成 26 年 1 月に「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（国土交通省・農林水産省・環境省）」を改訂し、今後の人口減少等を踏まえた各種汚水処理施設による整備区域の適切な見直しを行うとともに、今後、10 年程度を目途に汚水処理の概成を目指した各汚水処理施設の整備に関するアクションプランの策定と円滑な実施を求めてきた。当市においては、こうした背景をもとに平成 28 年度に「島田市公共下水道事業アクションプラン」を、令和 2 年度に「島田市公共下水道事業経営戦略」を策定し取り組んできたが、国の要請に基づく点検作業において、その目標達成が困難と見込まれたことより、昨年度、見直し作業を実施したところである。今後、本格的な人口減少化社会を迎える中で、当市の公共下水道事業は、有収水量や使用料収入の減少による経営の悪化が懸念される。さらに、こうした状況は、一般会計への依存度を高めることに繋がることから、公営企業としての健全性や公共下水道利用者と浄化槽利用者との負担に対する公平性を保つことができるか懸念される場所である。

これらの状況を踏まえ、以下のとおり提言する。

- 1 下水道全体計画区域のうち未整備区域については、下水道整備に係る費用対効果及び合併浄化槽との経済性比較を基本とし、整備時期や地域住民の意向等を考慮した計画を、既存の事業計画の変更も視野に入れながら策定すること。
- 2 公共下水道利用者及び浄化槽利用者の負担に関する公平性の確保に向けて、幅広い視点及び手法を持って取り組むこと。